

※この法令は廃止されています。
平成二十七年内閣府令第四十九号

内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則
国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第二十四条の四の規定に基づき、内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

1 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条の二	特定地域型保育事業（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）を除く。）を	（事業所）（特区法第十二条の四第一項に規定する内保育する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所）にあっては、事業所に行う法第十九条第一項第二号に掲げる小業務所に学校就学前子どもに係る利用定員があつては、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあつては、満一歳に一定のものとする。この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満一歳未満の子どもに算入するものとする。
---------	---	--

第三十九条の三	満三歳未満保育認定子ども（特区法第三十九条の三）	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域法第三十九条の三）	総数が	総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所）にあっては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども及び第三号に掲げる国家戦略特別区域特定小規模保育事業所に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所に現に利用している満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子どもの総数）が	総数が	総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所）にあっては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども及び第三号に掲げる国家戦略特別区域特定小規模保育事業所に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所に現に利用している満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子どもの総数）が	おいて（同じ。）
---------	--------------------------	--------------------------------	-----	--	-----	--	----------

第四十一条の二	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域法第四十一条の二）	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域法第四十一条の二）	事項	事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）	事項	事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域法第四十一条の二）
---------	--------------------------------	--------------------------------	----	--	----	--	--------------------------------

第三十九条の三	小学校就学前子ども（特区法第三十九条の三）	小学校就学前子ども（国家戦略特別区域法第三十九条の三）	法第二十九条の二	法第二十九条の二	法第二十九条の二	法第二十九条の二	法第二十九条の二
---------	-----------------------	-----------------------------	----------	----------	----------	----------	----------

<p>第十九条 第二項条第二項の規定により満三歳未満保 により定子ども（特区法第十二条の四第四 満三歳項の規定により読み替えて適用する 未滿保法第二十九条第一項に規定する満三 育認定歳以上保育認定子どもをいう。）</p>	<p>第十四条 小学校就学前子ども数（国家戦略 就学前特別区域小規模保育事業を行う地域 子ども型保育事業所にあつては、法第十九 条第一項第二号及び第三号に掲げる 小学校就学前子ども区分（同号に 掲げる小学校就学前子ども区分に あつては、満一歳に満たない小学 就学前子ども及び満一歳以上の小学 就学前子ども区分）ごとの利用 する小学校就学前子ども数）</p>	<p>第十四条 区分（国家戦略特別区域小規模保 事業を行う地域型保育事業所にあつ ては、法第十九条第一項第二号及び 第三号に掲げる小学校就学前子ども の区分（同号に掲げる小学校就学前 子ども区分にあつては、満一歳に 満たない小学校就学前子ども及び満 一歳以上の小学校就学前子ども区 分）</p>	<p>附則 この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改 革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十 七年法律第五十六号）の施行の日（平成二十七 年九月一日）から施行する。 附則（平成二九年九月二二日内閣府令 第四四号） この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改 革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日 （平成二九年九月二二日）から施行する。 附則（令和二年八月三二日内閣府令第 五八号） この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改 正する法律の施行の日（令和二年九月一日）か ら施行する。 附則（令和三年六月九日内閣府令第三 七号） この府令は、特定非営利活動促進法の一部を 改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施 行の日（令和三年六月九日）から施行する。 附則（令和五年四月一日内閣府令第四 四号）抄</p>
--	---	---	--

（施行期日）
第一条 この府令は、令和五年四月一日から施行
 する。
 （内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の廃
 止）
第二条 内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則
 （平成二十七年内閣府令第四十九号）は、廃止
 する。